

住民の孤立化を防ぐ“地域防災”

狙いを理解しよう！

日常の一人ひとりの行動が

地域防災力向上につながる！！

目次

1. 地域防災の想定される活動（現状と今後）

ぽつぽつ隊が認識している活動

2. 東大和市地域防災計画の概要（R6年素案）

3. 防災協議会※の防災活動（現状）

※ 防災協議会（南街・桜が丘地域防災協議会）

4. 東大和市、防災協議会に今後お願いしたい活動

ぽつぽつ隊の思い

<今回説明の趣旨>

これまで「最小限の自助活動」を中心に説明してきましたが、

■ 全住民が同じ意識、同じ行動をとらないと意味が無い（特に火災）

■ 被災直後の救援活動やライフラインが長期停止した場合の救援活動では、やはり共助・公助が重要であることは、言うまでもありません。

とは言うものの、現在共助・公助活動はどのように制度化され、全住民にも共有されているのか、また自助活動についてもどのように全住民に意識と行動を共有してもらおうのかが、もやもやしています。

この問題に対してすべて説明することは出来ませんが、現状の活動の内容・狙いをわかる範囲でご説明し、今後更に追加して欲しい活動とその進め方について各自ご検討いただくキッカケになればを考えます。

まず、被災時全住民、共助・公助の行動として認識している内容を示し（目次1）、次に東大和市、防災協議会の活動状況の概要を知っていただき（目次2, 3）、今後更に共助・公助としてお願いしたい活動（目次4）を示します。今後の進め方等については全く白紙です。皆様のご意見・ご要望などいただくと幸いです。

問合せ： 高齢者ほっと支援センターなんがい 岡部 042-566-8133

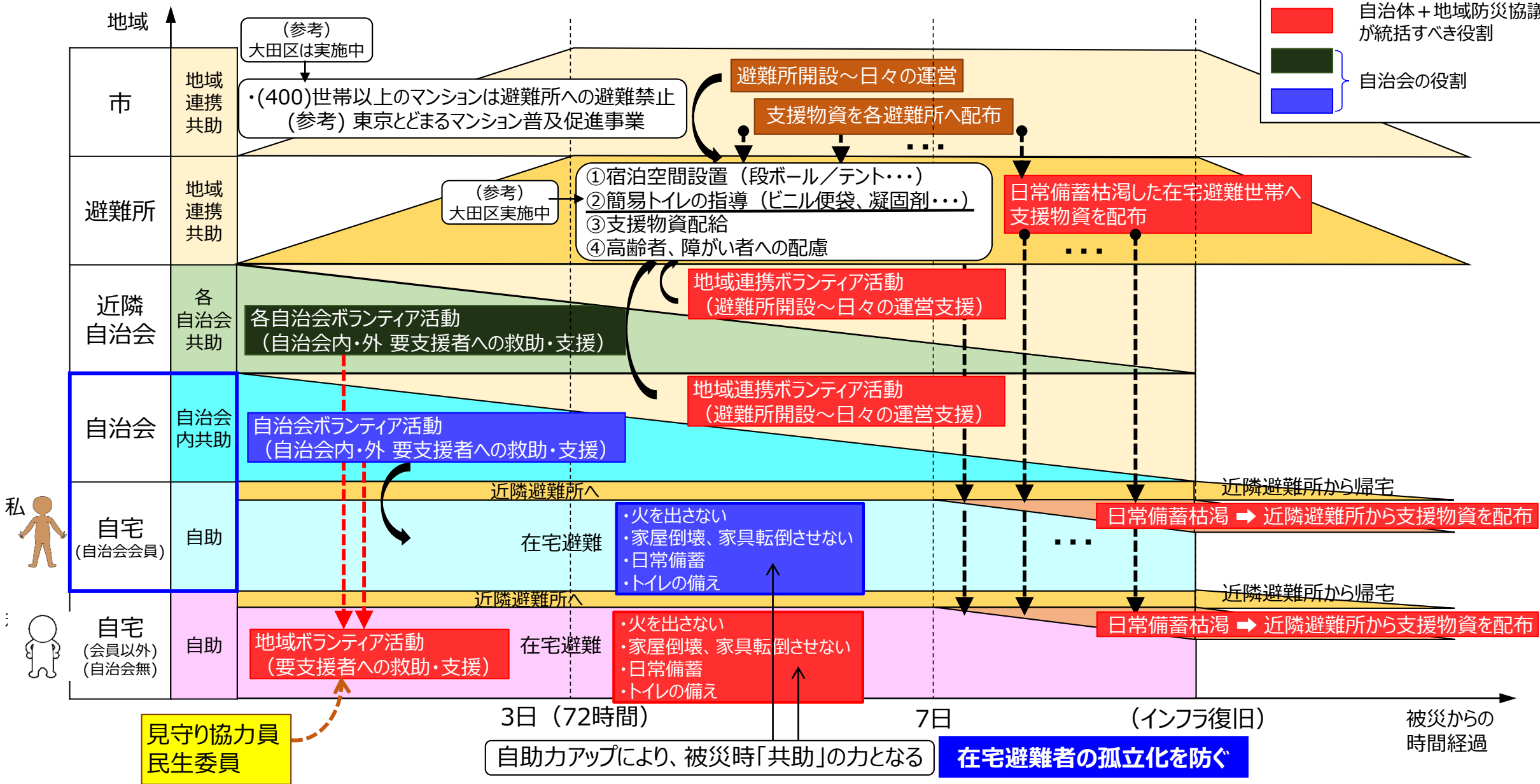
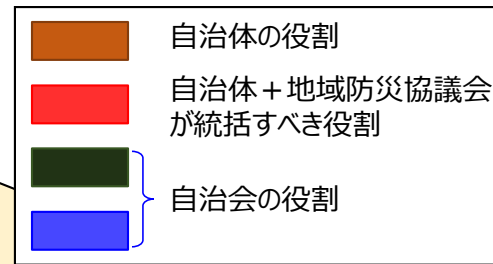
ぽつぽつ隊員 岡田 * * * * * * * * * * * * * * *

大村 080-3171-8124 masaru1omura@gmail.com

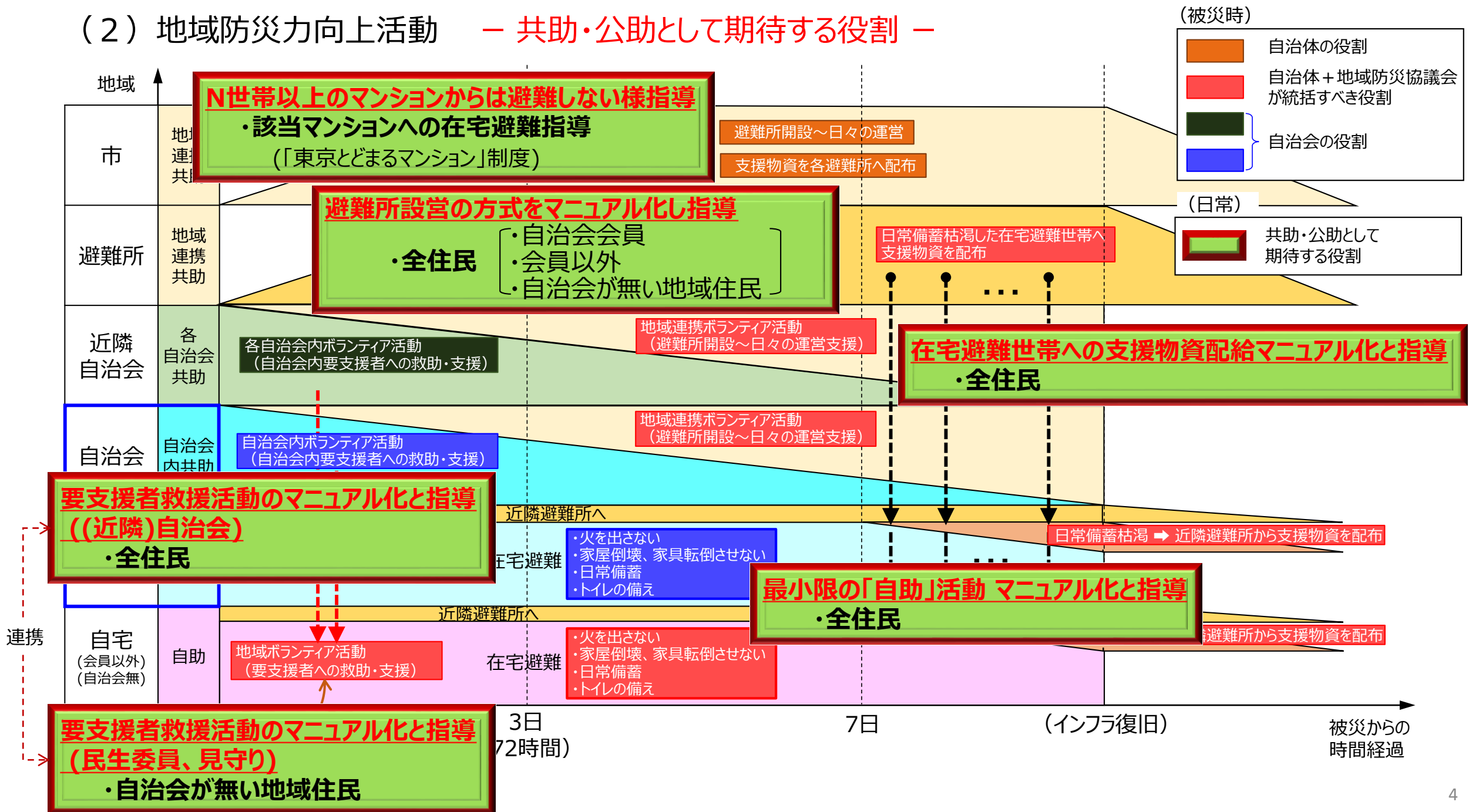
1. 地域防災における想定される活動（現状と今後）

ぽつぽつ隊が認識している活動

(1) 日常／被災時 予防／応急対策マップ <現状及び今後実施すべき対策>



(2) 地域防災力向上活動 - 共助・公助として期待する役割 -



2. 東大和市地域防災計画（素案）

令和6年12月修正版から抜粋

（1）震源設定

令和4年度に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、発生確率が約70%とされる南関東地域で発生するマグニチュード7.0クラスの5つの地震、発生確率が約0.5～2%とされるマグニチュード7.4の立川断層帯地震、マグニチュード8～9クラスの2つの海溝型地震について被害予測が行われた。

これらの地震のうち、当市に大きな被害をもたらす地震は多摩東部直下地震（M7.3）と立川断層帯地震（M7.4）で、発生確率が高いのは多摩東部直下地震である。

（2）被害の概要

当市に大きな被害をもたらす、かつ発生確率が高い多摩東部直下地震（M7.3）の予測被害量は次表のとおりで、建物の全壊253棟、負傷者300人以上、避難者1万人以上である。

尚、平成24年の予想結果と比べて被害量は全般的に大幅に減少したが、エレベータの閉じ込め台数は増加した。

被害想定

前提条件	内容
震源	東京都多摩地域の東部
規模	マグニチュード7.3
最大震度	6強
気象条件	①冬の早朝、風速8m/秒 ②冬の夕方、風速8m/秒

項目	多摩直下地震 M7.3		
	冬・早朝 8m/秒	冬・夕方 8m/秒	
建物被害	建物全壊棟数	253棟	253棟
出火被害	出火件数	2件	4件
	焼失棟数（倒壊建物を含む。）	177棟	368棟
人的被害	死者（うち建物被害）	21人（15人）	20人（10人）
	負傷者（うち建物被害）	355人（319人）	324人（247人）
	避難者（4日～1週間後） （うち避難所生活者）	10,124人 (6,749人)	10,841人 (7,227人)
ライフライン支障率	電力（停電率）	3.7%	4.8%
	通信（不通率）	1.0%	1.9%
	ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%
	上水道（断水率）	19.5%	19.5%
	下水道（下水道管きよ被害率）	3.4%	3.4%
帰宅困難者		—	2,972人
都内滞留者		—	60,518人
震災廃棄物		10万t	10万t
要配慮者（死者）		15人	14人
自力脱出困難者		110人	87人
閉じ込めにつながり得るエレベーター		12台	12台

(3) 被害軽減と都市再生に向けた減災目標

市は次のとおり、震災に対する減災目標を定め、それぞれの「目標を達成するための施策」に基づいて、市民、都、事業者等と協力して対策を推進する。具体的な施策の内容については、本計画の該当箇所に定めることとする。

東京都地域防災計画（令和5年修正）では、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年公表）を踏まえ、新たな減災目標として2030年年度までに首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させることを掲げた。

市においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、具体的な3つの減災目標を定め、市民、事業者、関係機関と協力して「目標を達成する為の施策」を推進していく。

【東大和市の減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、多摩東部直下地震による人的・物的被害を概ね半減する。

【目標1】 建物の倒壊や地震火災による死者を半減

建物全壊や地震火災等による死者20人を10人にする。

【目標2】 住宅の倒壊や火災による避難者を半減

住宅の倒壊や火災による避難者10,841人を5,420人にする。

【目標3】 建物の全壊、地震火災の焼失を半減

ゆれ・液状化等による建物全壊、地震火災による焼失615棟を307棟にする。

(4) 予防対策

・主な項目のみ抜粋
・詳細は〈参考資料〉参照のこと

ア. 自助による市民の防災力向上 () 活動の主体

①市民による自助の備え（市民）

- ・避難所、避難経路等の確認及び情報収集方法の確認
- ・避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成し計画書を避難支援等関係者への事前提供するなどの備え
- ・日常備蓄の実施

②防災意識の啓発（市、消防署）

- ・要配慮者の把握及び、避難行動要支援者名簿個別避難行動計画を作成

③防災教育の充実（市、消防署）

④防災訓練の充実（市、消防署）

⑤外国人支援対策（市）

イ. 地域による共助の推進

①自主防災組織による地域防災力の醸成（自主防災組織）

- ・情報伝達、初期消火、救助、応急救護、避難等の訓練実施
- ・資機材の整備、非常食、簡易トイレ等の備蓄
- ・地域内の危険個所を点検・把握し地域住民に周知
- ・地域内の避難行動要支援者の把握及び個別避難計画等の支援体制の整備

②自主防災組織の充実（市、消防署）

ウ. マンション防災における自助・共助の構築（都、マンション管理組合等）

- ・在宅避難の必要性和「東京とどまるマンション」制度を周知
- ・排水管等の修理が終了していない場合は、トイレを使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備推進

(つづき)

エ. 消防団の活動体制の充実（市、消防団）

オ. 事業所による自助・共助の強化

- ① 事業者の防災力の向上（事業者）
- ② 事業所自衛消防隊活動能力の充実・強化（消防署）
- ③ 事業所の防災力向上に向けた指導（消防署）

カ. ボランティアとの連携

- ① 一般ボランティアの活動支援と災害ボランティアセンターの体制整備
（市、都）
- ② 東京都防災ボランティア等との連携（市）
- ③ 交通規制支援ボランティアとの連携（警察署）
- ④ 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携（消防署）
- ⑤ 赤十字ボランティアとの連携（日本赤十字）

キ. 市民・行政・事業所等の連携（市）

- ・地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の構築を推進
- ・避難行動要支援者の人命安全確保のため、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する自主防災組織や近隣住民の協力体制づくりを推進
- ・地域住民、自主防災組織、関係施設及び関係機関と連携した防災訓練を実施

（５） 応急対策

・主な項目のみ抜粋
・詳細は<参考資料> 参照のこと

ア. 自助による応急対策の実施

① 市民自身による応急対策（市民）

- ・地震発生数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、在宅避難を実施。

② 外国人の情報収集等に係る支援（市、社会福祉協議会）

イ. 地域による応急対策の実施（自主防災組織）

- ・避難行動要支援者等の避難支援
- ・避難所運営
- ・自治体及び関係機関の情報伝達

ウ. マンション防災における応急対策の実施（都、マンション管理組合等）

- ・集会所等を利用した避難所運営
- ・在宅避難継続のためのマンション居住者への支援

エ. 消防団による応急対策の実施（消防団）

オ. 事業所による応急対策の実施（事業者）

カ. ボランティア活動との連携

3. 南街・桜が丘地域防災協議会の活動内容（現状）

（1）南街・桜が丘地域とは

- 桜が丘地域：日立航空機（陸軍エンジンの生産工場）
（東大和市駅から玉川上水駅迄；校正会霊園迄工場）
- 南街地域：工場の住宅地（昭和16年頃整備；道路は碁盤の目、上下水道完備）
 - 住民は全国から流入し、人材的には種々の能力を持った集合地域となった
 - 自治会は100%加入（水道事業が市に移管する迄は）
- 南街 VS 本村地域の差別化
- 地番は南北の帯状（南街は正式地番では無い、市制で南街となった）
西より；芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、清水、狭山
- 自治会名：栄1～3、協和1～3、末広1～2、大和通り、親和（旧南街地域）
- 学校：大和小学校、中学校、大和小学校分教場（南街）
- 桜が丘のマンション：約25年前にグランバサージュが建設今に至る
- 地域として地縁、血縁の全くない地域／地域を纏める何らかの方法が必要

(2) 南街・桜が丘地域の特徴

- ・ 地盤的には問題ない地域
- ・ 立川断層が近くにあるが、直下ではない
- ・ 天災に対して問題が少ない
 - 津波、洪水、崖崩れ、液状化
- ・ 南街地域は家屋密集地域
 - 市の人口の25%が狭い地域に居住している
- ・ 南街地域は高齢者が多い（老老防災）
- ・ 地震に関する地域危険度測定で高危険度と判定された

この為、当該地域は災害時に火災発生対応が必須である。

(3) 訓練の狙いと訓練・実習の内容

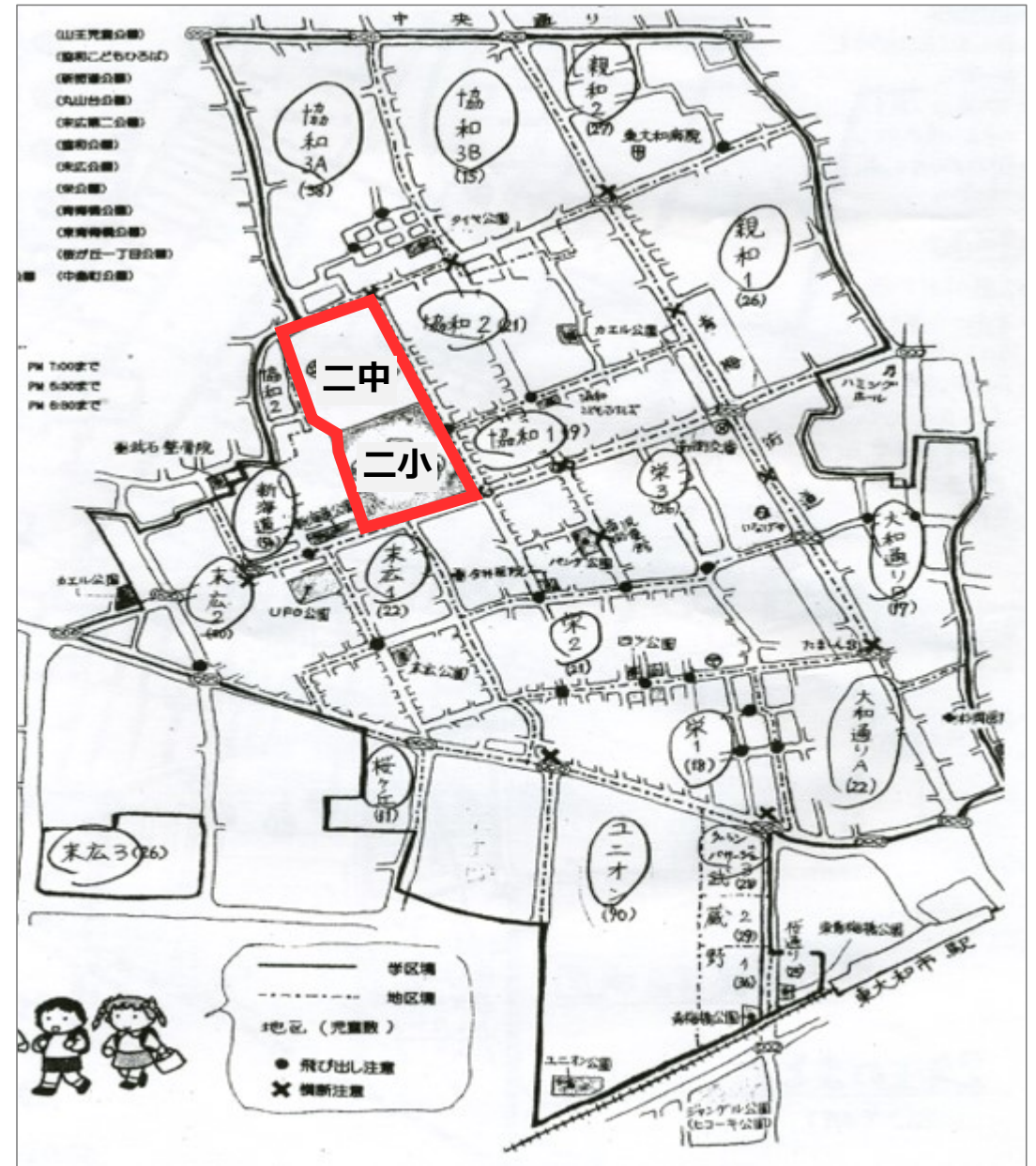
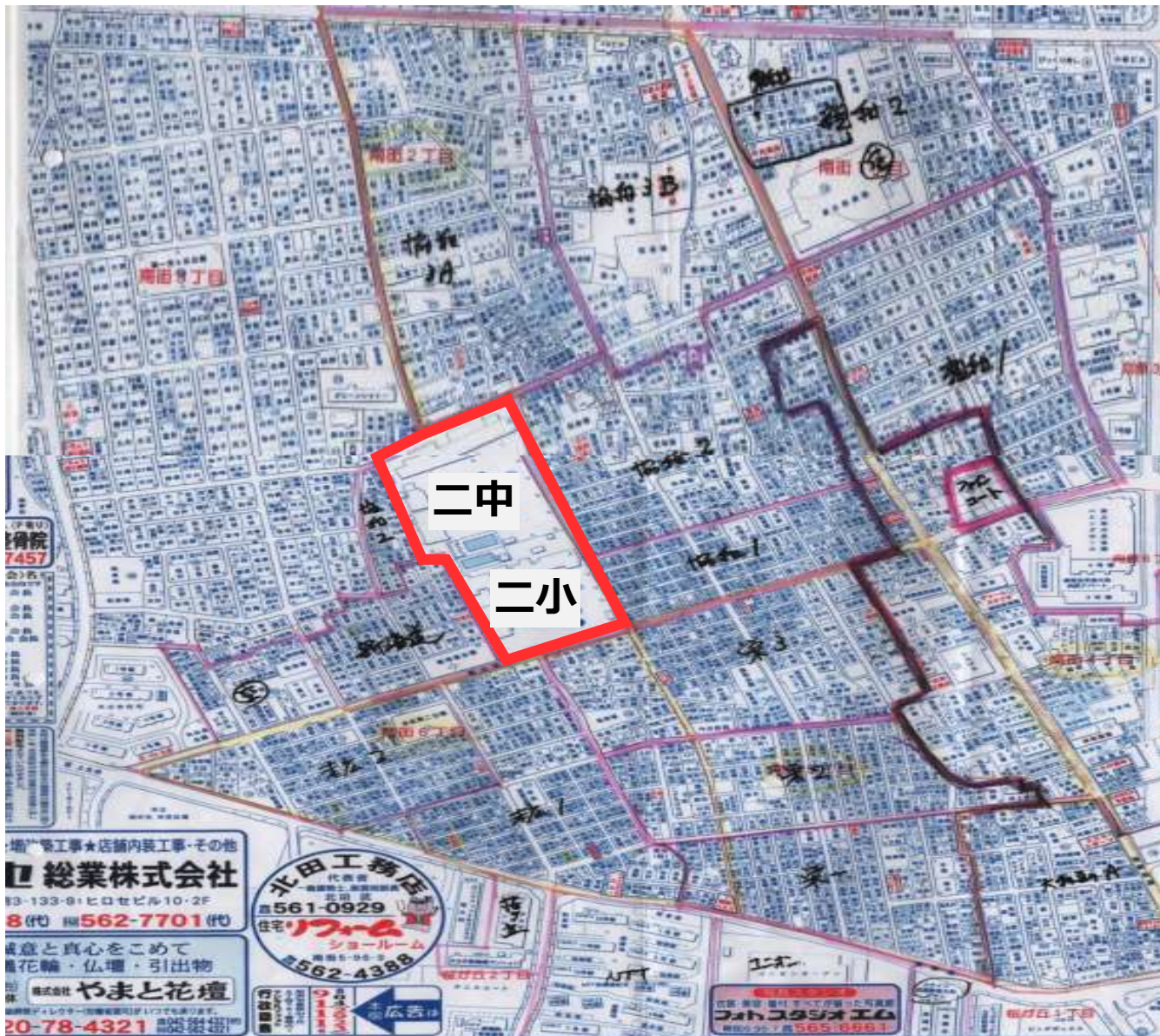
防災訓練は消火器の操作等の各種機器操作、救命処置訓練のみならず、もっと重要なのは日常生活の中で体験している内容に多くの防災訓練要素が含まれております。
この面から見ますと、下記内容等も防災訓練の一部であるとお考え下さい。

- **自助**： 備蓄（食品、水、薬、医療、トイレ；ローテーション）
散歩（避難生活に耐える体力、避難経路の確認、危険構造物の確認）
家屋の防災対策、家屋内各種備品の防災対策
- **共助**： 隣近所との付き合い（コミュニケーションという備え）
自治会活動への積極的な参加（後継者の人材育成にもなる）
防災資機材の操作方法の確認
- **防災訓練への参加**： 東大和市役所、各団体の訓練への参加
防災資機材の操作方法の確認、防災講話の受講

以下関連事項をご説明を致します。

(4) 南街・桜が丘地域の防災組織構成（現状）

- 南街・桜が丘地域には「南街・桜が丘地域防災協議会」が2008年4月に発足、
現在この地域の **21団体**（南街地域；13、桜が丘地域8団体）で構成されています。
- 防災組織のある団体（7+9=**16団体**）
防災訓練の実施内容は格差が見受けられます。
 - マンション管理組合（桜が丘）：
西武東大和、グランパサージュ、東京ユニオン、オーベルグランディオ、
森永、タカギ青梅橋（自治会あり）、タカギ第二青梅橋（自治会あり）
 - 木造地域（南街／桜が丘）：
栄1～3、協和2／3、第1光ヶ丘、末広1、親和、プラウド地区
 - 防災組織の無いか活動休止中の団体（5団体）：
東和、ファインコート、新海道、末広2、大和通り



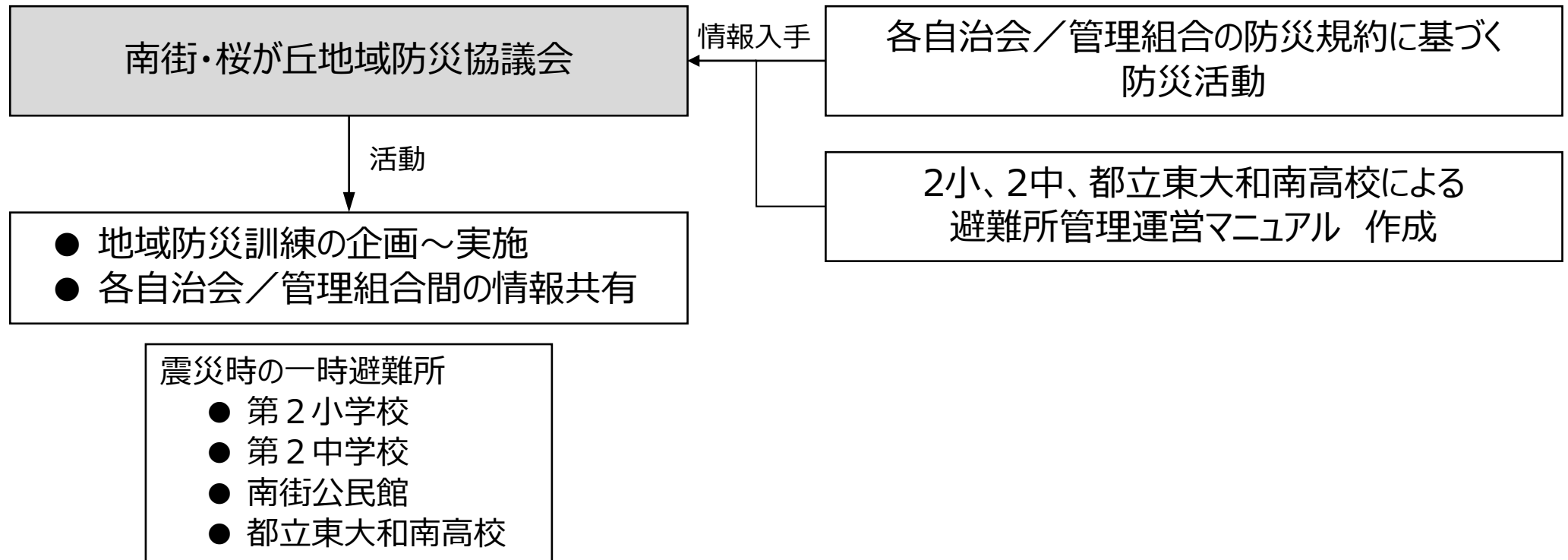
(5) 南街・桜が丘地域防災協議会の概要

■ 全体組織

本協議会と各団体の関係は、トップダウンではなくボトムアップで活動する組織です。

■ 重点活動

- 避難所開設～運営を中心とする「地域防災訓練」の企画～実施
- 自治会を中心とする各地域の防災活動活性化の為の情報共有



関連機関



(6) 2024年度 南街・桜が丘地域防災協議会 事業内容

ア. 当協議会主催の各種防災訓練実施

- (a) 東大和市防災備蓄倉庫開錠訓練 (第二小／第二中／同PTAとの共同事業) : 7月11日(木)
- (b) 防災資器材の点検・操作訓練 : 7月13日(土) ; 雨天中止 ; 2月15日(土)
- (c) 第二中学校での避難所開設訓練 (東大和市に協力) : 11月11日(月)
- (d) 当地域防災協議会の総合防災訓練 (第二小学校／第二中学校／同PTAとの共事業) : 11月17日(日)

イ. たんぽぽを中心とした新規事業の検討

- (a) 講演会 : 7月5日 ; (南街自治会集会所)
- (b) 視察研修 : 9月6日 ; 消防博物館／東京都庁

ウ. 定例打ち合わせ ; 役員会／たんぽぽ : 毎月第二火曜日

エ. 放射線量の測定

- (a) 地域の空間放射線量測定の継続 : 6月以降 3ヵ月毎第二水曜日

(7) 2024年度 南街・桜が丘地域防災協議会
加盟団体の自主防災訓練 実施(計画)状況 (防災協議会把握分のみ)

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 親和自治会防災訓練 J:COMで放映 | : 4月6日／7日 |
| (2) 栄三丁目自治会給水キット操作訓練 | : 6月1日 |
| (3) 協和二自治会防災訓練 | : 6月2日 |
| (4) 協和二自治会防災訓練 | : 6月2日 |
| (5) プラウド地域美化運動 | : 7月6日 |
| (6) 第一光ヶ丘自治会防災訓練 | : 9月29日 |
| (7) 東京ユニオンガーデン防災訓練 | : 10月26日 |
| (8) 親和自治会防災セミナー | : 11月10日 |

- 各マンションは法的に防災訓練が義務付けられている為、何らかの形で実施されていると思います。

(8) 2024年度 南街・桜が丘地域防災協議会

防災協議会主催 各加盟団体が参加した防災訓練実施内容

- ・ D型可搬ポンプ操作訓練
- ・ スタンドパイプ操作訓練、 スタンドパイプ給水訓練（南街公民館と共同）
- ・ 消火器操作訓練
- ・ 救命講習（AED、心肺蘇生、骨折、止血、気道異物除去、回復体位、新型コロナウイルス対応）
- ・ 家屋倒壊（ジャッキ操作）
- ・ 車椅子操作訓練
- ・ 地震対応（起震車使用）、VR体験（VR車使用）
- ・ 通話訓練（火災発生通知、救急車要請）
- ・ 避難所開設訓練（避難所建物の被害状況調査、ゾーン別避難訓練）
- ・ 炊出し訓練（α化米）、カンパンの試食
- ・ テント設営訓練
- ・ マンホールトイレ設営（ダン所ポルトトイレの製作）
- ・ 備蓄倉庫保管品の確認（防災倉庫開錠訓練）
- ・ 防災無線機の操作訓練
- ・ 発電機操作訓練
- ・ 投光器操作訓練
- ・ 担架操作訓練（階段用担架、毛布担架含む）
- ・ チェーンソー操作訓練
- ・ 段ボールベッドの組み立て

4. 市と南街・桜が丘地域防災協議会に今後お願いしたい活動

ぽつぽつ隊の思い

＜今後お願いしたい活動＞

＜左記活動に関する補足説明＞

N世帯以上のマンションからは避難しない様指導

・**該当マンションの全住民**

(「東京とどまるマンション」制度)

- 被災時の避難所の混乱を軽減する為には必須
- 大型マンション内での「自助」活動の向上を指導願いたい

避難所設営の方式設定と指導 (マニュアル化済み)

・**全住民**

- ・自治会会員
- ・会員以外
- ・自治会が無い地域住民

- 避難所設営のマニュアルは作成済みとのこと
➔ マニュアルの公開と共有を凶って欲しい
- 避難所でやるべきこと、享受できることなどを明確に示して欲しい
- 避難所トイレの使い方 (簡易トイレの使い方) を明確に示して欲しい

在宅避難世帯への支援物資配給マニュアル化と指導

・**全住民**

- ライフラインが長期停止の場合、在宅避難者が孤立する可能性あり。
確実な救援物資配布のやり方を設定すべき

要支援者救援活動のマニュアル化と指導

((近隣)自治会、民生委員、見守り協力員)

・**全住民**

- 要支援者の登録方法、救援方法の明確化・実行は最重要
- 自治会の会員、会員以外、自治会の無いエリアの全住民を対象にする
と、自治会の共助活動だけでなく、民生委員や見守り協力員などの連携活動が重要であり、マニュアル化が重要

最小限の「自助」活動 マニュアル化と指導

・**全住民**

- 減災の為には、全住民の「自助」活動が最重要。
- 自治会の会員、会員以外、自治会の無いエリアの全住民を対象として、
最小限に絞った具体的な「自助」活動の教育の仕掛けが必要
(市、自治会、民生委員、見守り協力員、第2層協議体等との連携要)

(既に推進中の活動があればご容赦ください)

参考資料

東大和市地域防災計画（素案） 令和6年12月修正版

目標達成するための施策（抜粋）

予防対策

ア. 自助による市民の防災力向上

①市民による自助の備え（市民）

主体名	対策内容
市 民	<p>(1) 身の安全、日頃からの備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○ 日頃からの出火の防止 ○ 消火器、住宅用火災警報器等の防災用品の準備 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ○ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策 ○ 買い物や片付け等日頃の暮らしの中でできる災害への備え ○ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ○ <u>災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認</u> ○ <u>過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与</u> <p>(2) 初動活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ○ 自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力 <p>(3) 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合の家族の役割分担、連絡方法、避難場所、避難経路の確認 ○ 登録されている避難行動要支援者がいる家庭における、自主防災組織、消防署、警察等への事前情報提供 ○ <u>避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え</u> <p>(4) 被災生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日分、推奨1週間分）</u> ○ <u>水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ、簡易トイレ等非常持出用品の準備</u> <p>(5) 生活再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

②防災意識の啓発（市、消防署）

主体名	対策内容
市 (総務部) (市民環境部) (地域福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成</u> ○ 防災マップ、浸水・土砂災害ハザードマップの配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページでの掲載 ○ 自助等について学ぶ講座等の開催 ○ <u>動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施</u>
北多摩西部 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助、及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ <u>要配慮者については、「地震から命を守る7つの問いかけ」を活用した意識啓発</u> ○ <u>関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開</u> ○ <u>消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進</u> ○ <u>東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施</u> ○ <u>ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力</u> ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ <u>防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発</u> ○ <u>要配慮者を対象にした防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置に関する指導助言を行う「住まいの防火防災診断」の実施</u> ○ <u>出火防止及び初期消火に関する備えの指導</u> ○ <u>家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布</u> ○ <u>家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発</u> ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 ○ <u>長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発</u>

● 特に重点と思われる活動

③防災教育の充実（同上）

主体名	対策内容
市 (総務部) (教育部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒を対象とした、副読本の配布、防災ポスターの募集等の実施 ○ 毎年9月1日の「防災の日」を中心とした、防災訓練の実施等、学校教育の場における防災教育の推進 ○ 消防団員、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等を対象とした防災に関する知識・技術の習得と消火、救出訓練等実践的な防災教育の充実 ○ <u>自主防災組織の育成指導</u> ○ <u>要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援</u> ○ <u>各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援</u> ○ <u>各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進</u> ○ <u>実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進</u>
北多摩西部 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施</u> ○ <u>都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進</u> ○ <u>初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施</u> ○ <u>自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進</u> ○ <u>出火防止等に関する教育・訓練の実施</u> ○ <u>VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進</u> ○ <u>デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実</u> ○ <u>都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実</u> ○ <u>都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰も</u>

	<p><u>が安心して応急手当を実施できる環境を整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上</u> ○ <u>幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進</u> ○ <u>都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施</u> ○ <u>都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施</u> ○ <u>小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨</u> ○ <u>町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</u> ○ <u>要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進</u> ○ <u>消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</u>
消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の普及啓発 総合防災訓練等において、防災意識の啓発を図る。 (2) 応急救護知識の啓発 自治会、自主防災組織、市立小中学校、市内高等学校等の訓練に参加し、応急救護知識及び技術の普及を行う。

④防災訓練の充実（ 同上 ）

主体名	対策内容
市 北多摩西部 消防署 消防団	<p>(●) 総合防災訓練</p> <p>① 参加機関：市、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署、その他の各防災機関、地域住民及び関係機関</p> <p>② 訓練項目：災害対策本部運営訓練、災害情報連絡訓練、災害広報訓練、震災消防訓練、道路交通対策訓練、避難活動訓練、救出救助・救急救護訓練、防災体験訓練、ライフライン復旧訓練、応急給水訓練、応急食料搬送・配給訓練、救援物資緊急輸送訓練</p> <p>③ 実施時期：毎年 <u>10月中旬</u> に実施</p> <p>(2) その他の防災訓練</p> <p>① 消火、救出、救助、応急救護訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市、北多摩西部消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、自治会、住民等により基本的防災訓練を行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施 ○ 建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助・救急事象
	<p>及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施</p> <p>② 応急医療訓練</p> <p>震災時の負傷者の救助を迅速、適切に実施するため、各防災機関と住民が一体となった訓練を実施</p> <p>③ 自主防災組織の行う訓練</p> <p>自主防災組織は、地域住民の防災行動力の向上、組織活動の習熟を図るため、消防署、消防団、警察署及び市の指導のもと、消火、避難、救護、給食等、年1回以上の組織的な訓練を実施</p>

⑤外国人支援対策（ 市 ）

主体名	対策内容
市 (総務部) <u>(市民環境部)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各機関との連携による、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等防災知識の普及 ○ 災害時に外国人に伝えることを想定し、外国人の誰もが分かりやすいやさしい日本語を用いた情報提供 ○ 都が作成する防災に関する動画を活用した、外国人が多く集まる場所等での情報提供 ○ 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記の推進 ○ ボランティア等の活用による、地域の防災訓練に参加する外国人への支援

イ. 地域による共助の推進

①自主防災組織による地域防災力の醸成（自主防災組織）

主体名	対策内容
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災に関する知識の普及、避難時の注意事項、出火防止の徹底 ● 情報伝達、初期消火、救出救助・応急救護、避難等各種訓練の実施 ● 避難、消火、救助、炊出し、情報伝達資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄 ● 地域内の危険箇所を点検・把握し地域住民への周知 ● 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備 ○ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 ○ 地区防災計画（※）の策定の検討

※ 平成 25 年 6 月に「災対法」の改正により規定された。これにより、一定の地区内において、その地区の居住者等は、「自助」・「共助」の精神に基づき行う防災活動について、「地区防災計画」を作り、東大和市防災会議に提案し、その規定内容について「東大和市地域防災計画」に定めることができる。

②自主防災組織の充実（市、消防署）

主体名	対策内容
市 (総務部) 北多摩西部 消防署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の結成促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、自治会を中心として結成の積極的な働きかけの実施 (2) 自主防災組織の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市、都、消防署の連携による自主防災組織の活性化、未結成地域に対する結成促進の働きかけ ○ 北多摩西部消防署は、初期消火マニュアルを活用した自主防災組織への各種訓練の推進と指導 ○ 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに女性や青年を含めた防災リーダーの育成 (3) 自主防災組織の活動の支援整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各避難所の備蓄倉庫の資器材や消防水利を活用した訓練を行う必要があるため、自主防災組織に対し活動を支援 (4) 長周期地震動に対する新たな取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発

ウ. マンション防災における自助・共助の構築（都、マンション管理組合等）

主体名	対策内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 ○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施 ○ リーフレットを防災ブックとともに全戸配布 ○ マンションにおける自治会活動や地域コミュニティとのつながりを強化 ○ 登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援 ○ 「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進
マンション管理組合等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
管理会社等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。 ○ マンション購入者（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 ○ マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
不動産会社等	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンションを購入した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 ○ マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション居住者	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施 ● 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備推進

工. 消防団の活動体制の充実（市、消防団）

主体名	対策内容
市 (総務部) 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 消防団施設・資機材等の整備 ○ 関係機関等と連携した防災対策の推進

オ. 事業所による自助・共助の強化

①事業者の防災力の向上（事業者）

主体名	対策内容
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備 ○ 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 ○ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、<u>自主防災組織</u>等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策 ○ <u>要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成</u> ○ 地元商工会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の推進

②事業所自衛消防隊活動能力の充実・強化（消防署）

主体名	対策内容
北多摩西部 消防署	<p>(1) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。</u> ○ <u>震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効であることから、自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導の推進する。</u> ○ ヘルメット、照明器具、携帯用無線機、災時に有効なパール、その他救出用具、応急手当用具等自衛消防活動中核要員の装備の配置の推進 <p>(2) 防火管理者の選任を要する事業所</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第8条、第8条の2等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等を規定</p> <p>(3) 防火管理者の選任を要しない事業所</p> <p>火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されており、これらの規定に基づき、編成された自衛消防隊の訓練等の指導の推進</p> <p>(4) 防災管理者の選任を要する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施等が規定 ○ この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進

③事業所の防災力向上に向けた指導（消防署）

主体名	対策内容
北多摩西部 消防署	<p>(1) 事業所防災計画の作成指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理者の選任を要する事業所の消防計画に対する、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める事項の規定の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災に備えての事前計画 ・ 震災時の活動計画 ・ 施設再開までの復旧計画 ○ 防火管理者の選任を要しない事業所に対する、「事業所防災計画表」（事業所防災計画の作成資料）の配布を通じた作成の働きかけ <p>(2) 事業所防災訓練の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の自衛消防隊に対する、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導の推進 <p>(3) 危険物施設の防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制の確立 ○ 消防法等に基づく、自衛消防組織の結成の指導 ○ 大規模危険物施設に対する「東京危険物災害相互応援協議会」を通じた相互に効果的な応援活動の促進

カ. ボランティアとの連携

①一般ボランティアの活動支援と災害ボランティアセンターの体制整備 (市、都)

主体名	対策内容
市 (市民環境部) 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市と社会福祉協議会等は、相互に連携して「東大和市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 市は、社会福祉協議会を中心とした市民団体や民間ボランティア組織との幅広いネットワークを構築 ○ 市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進 ○ 市と社会福祉協議会は、平時より災害ボランティアセンターの周知を図り、市民との連絡体制を構築 ○ 市と社会福祉協議会は、避難行動要支援者を把握
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都と東京ボランティア・市民活動センターが協働し、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置 ○ 東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアが活動する上で必要な支援体制を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアコーディネーターの派遣 ・市災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援 ・区市町村間の資器材・ボランティアの需給調整 等

②東京都防災ボランティア等との連携 (市)

主体名	対策内容
市 (総務部) (市民環境部) (まちづくり部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都が行う専門ボランティア登録に対して協力

③交通規制支援ボランティアとの連携 (警察署)

所管	資格	活動内容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用整備資器(機)材の搬送及び設置を行う。 (2) 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う。 (3) その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動を行う。

④東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携 (消防署)

所管	資格	活動内容
東京消防庁	<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15歳(中学生を除く。)以上の者で、次のいずれかの要件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動の支援に必要な資格、技術等を有する者 <p>※ 登録は、消防署ごとに行い、3年ごとに更新する。</p>	<p>東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時 <ul style="list-style-type: none"> 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動等を実施 (2) 平常時 <ul style="list-style-type: none"> 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

⑤赤十字ボランティアとの連携（日本赤十字）

所管	分類	活動内容
日本赤十字	東京都赤十字救護ボランティア	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を終了し、災害時に活動を希望する者を登録。登録したボランティアは、平時は救護に関する勉強会・訓練等の活動を行い、災害時には、 <u>医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を行う。</u>
	赤十字奉仕団及び個人ボランティア	<p>① 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には市と連携し、<u>避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）</u>等において被災者等への支援活動を行う。</p> <p>② 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。</p> <p>③ 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。</p>

赤十字エイドステーション（帰宅支援ステーション）

目的	<p>① 昼間都民対策の一環として、災害時に多数の市民（帰宅困難者）が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、その主要道路に簡易な支援所（エイドステーション）を設置し、各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当等を行うことにより帰宅困難者の帰宅の支援を行う。</p> <p>② 災害時に、避難所や広域避難場所へ移動する人々に各種の情報提供や湯茶の提供、応急手当等のケアを行う。</p>
内容	炊出し食・飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過情報の提供等を必要に応じ組み合わせて行う。
活動主体	赤十字ボランティア、周辺住民等の協力者

キ. 市民・行政・事業所等の連携（市）

主体名	対策内容
市 (総務部) (市民環境部) (地域福祉部)	<p>(1) 横に連携した社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都、市、企業（事業所）及び地域との相互支援を協議する場の設置 ○ 自治体間の相互支援体制の強化 <p>(2) 地域における防災連携体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の構築を推進 ○ 自治会等の地域コミュニティの支援を図り、地域防災の強化のため市民の積極的な参加等を促す等地域防災体制を強化 ○ 地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視し、地域住民が主体となった防災訓練の充実を促進 ○ 避難行動要支援者の人命安全確保のため、寝たきりやひとり暮らしの高齢者等に対する自主防災組織や近隣住民の協力体制づくりを推進 ○ 地域住民、自主防災組織、関係施設及び関係機関と連携した防災訓練を実施

応急対策

ア. 自助による応急対策の実施

①市民自身による応急対策（市民）

主体名	対策内容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止 ○ 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動 ● 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用

②外国人の情報収集等に係る支援（市、社会福祉協議会）

主体名	対策内容
市 <u>（市民環境部）</u> 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センター（都生活文化<u>スポーツ局</u>）との情報交換 ○ 市内の国際交流団体等との連携の検討

イ. 地域による応急対策の実施（自主防災組織）

自主防災組織は、自らの身の安全を図るとともに、事業所や地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

主体名	対策内容
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ <u>初期消火活動</u> ○ <u>初期救護活動</u> ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ● 避難行動要支援者等の避難支援 ● 避難所運営 ● 自治体及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動等

ウ. マンション防災における応急対策の実施（都、マンション管理組合等）

主体名	対策内容
<u>管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>マンション居住者の安否確認</u> ○ <u>マンション共有の資器材を用いた救出活動支援</u> ● <u>集会室等を利用した避難所運営</u> ○ <u>建物被害調査と二次被害防止</u> ○ <u>ライフライン復旧状況の確認</u> ● <u>在宅避難継続のためのマンション居住者への支援</u> ○ <u>マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配実施</u>

エ. 消防団による応急対策の実施（消防団）

主体名	対策内容
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかけ ○ 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、<u>消防団本部等へ伝達する</u> ○ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して実施 ○ 消防署の消火活動等の<u>応援</u>をするとともに、活動障害を排除する等の活動を実施 ○ 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を実施 ○ <u>避難のための指示</u>が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を実施

オ. 事業所による応急対策の実施（事業者）

主体名	対策内容
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者や従業員等の安全を確保し、<u>救助活動、救護活動</u>を実施 ○ 出火防止<u>措置</u>を実施 ○ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施 ○ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に<u>伝達</u> ○ 施設の安全を確認した上で、従業員の一時帰宅を抑制 ○ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、<u>救護活動</u>を実施 ○ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与

カ. ボランティア活動との連携

主体名	対策内容
市 <u>(市民環境部)</u> 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は社会福祉協議会と連携して、市民会館（ハミングホール）に「東大和市災害ボランティアセンター」を設置 ○ 東大和市災害ボランティアセンターは、市と社会福祉協議会<u>及び関係団体</u>が連携・協力して運営し、一般ボランティアの活動を支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地に参集する多くの災害ボランティアの受入れ ② 被災地や避難所等でのボランティアに関する情報収集と派遣調整 ③ 東京ボランティア・市民活動センターへ支援要請 ○ 災害ボランティアセンターは、情報や資器材の提供等ボランティア活動を効果的・効率的に展開するための支援を行うとともに、市民と連携して被災者のニーズを効率的に把握 ○ 市は、災害ボランティアセンターと市災害対策本部との連携が効率的に図れるよう調整を実施

<東京都防災ボランティア等の活動内容>

ボランティア名	出勤要件及び活動内容
防 災 （ 語 学 ） ボ ラ ン テ ィ ア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応 急 危 険 度 判 定 員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被 災 宅 地 危 険 度 判 定 士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出勤要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出勤し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交 通 規 制 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東 京 消 防 庁 災 害 時 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施